

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第121号 宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱  
 ..... (障害福祉課) ... 2
- 告示第123号 宇治都市計画生産緑地地区の変更の縦覧  
 ..... (公園緑地課) ... 2

### 公 告

- 公告第60号 予防接種の実施（平成29年宇治市公告第52号）の一部変更..... (健康生きがい課) ... 2

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第28号 直接請求に必要な選挙人の数..... 2

告 示

宇治市告示第121号

宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。  
平成29年12月7日

宇治市長 山本 正

宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱  
宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行うものとする」を「行わなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の2第1項に規定する指定の更新（指定特定相談支援事業者に係るものに限る。）及び児童福祉法第24条の29第1項に規定する指定の更新について準用する。

別記様式第1号中  
「指定特定相談支援事業所 指定申請書」  
「指定障害児相談支援事業所」  
「指定特定相談支援事業所」に、

指定（指定の更新）申請書

指定障害児相談支援事業所  
「係る指定」を「係る指定又は指定の更新」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第123号

宇治都市計画生産緑地地区の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年12月15日

宇治市長 山本 正

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分 宇治池森及び半白  
削除する部分 木幡北山畑及び南山並びに横島町本屋敷
- 3 縦覧場所  
宇治市都市整備部公園緑地課

公 告

宇治市公告第60号

予防接種の実施の一部変更について

予防接種の実施（平成29年宇治市公告第52号）の一部を次のとおり変更しますので、公告します。

平成29年12月6日

宇治市長 山本 正

実施期間中「平成29年10月20日（金）から平成29年12月28日（木）まで」を「平成29年10月20日（金）から平成30年2月28日（水）まで」に改めます。

高齢者等インフルエンザ予防接種協力医療機関の表中

「 を  
」  
「 に、  
」  
「 を  
」  
「 に改めます。  
」

大石三室戸医院	菟道荒榎28-3	24-0306	大石律子・大石明人
大石三室戸医院	菟道荒榎28-3	24-0306	大石律子・大石明人
こうどう小児科	菟道西隼上り4-23	33-8886	幸道直樹・幸道 and 樹
高嶋医院	小倉町西浦5-13	23-5513	高嶋一博・高嶋洗二
高嶋医院	小倉町西浦5-13	23-5513	高嶋一博・高嶋洗二
たなか医院	小倉町神楽田16	66-2994	田中慎一郎

(揭示済)

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第28号

直接請求に必要な選挙人の数について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併

の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な平成29年12月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

平成29年12月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3, 119人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51, 982人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25, 991人

(揭示済)

